

計量法（平成4年法律第51号）第135条第1項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第159条第1項第18号の規定に基づき公示する。

令和6年6月21日

計量法第135条第1項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
陰イオン界面活性剤5種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの各濃度が0.1グラム毎リットルのもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地

計量法（平成4年法律第51号）第135条第2項の規定に基づき、同項第1号の特定標準器による校正等を行う者、同項第2号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第3号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

令和6年6月21日

計量法第135条第2項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の表

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	陰イオン界面活性剤5種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの各濃度が0.1グラム毎リットルのもの	陰イオン界面活性剤5種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの